

岐阜県公報

号 外 (一) 平 成 二 十 九 年 一 月 三 十 日

目 次

監査委員告示

財政的援助団体等監査の結果に関する報告の公表	(監 査 委 員)	一
定期監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	三
行政監査の結果に基づいて講じた措置の公表	(同)	七

監査委員告示

岐阜県監査委員告示第二十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第七項の規定により平成二十八年十二月に執行した財政的援助団体等監査（一部同年十一月に執行したものを含む）の結果に関する報告を決定したので、同条第九項の規定により次のとおり公表する。

平成二十九年一月三十日

岐阜県監査委員	水 野 正 敏
岐阜県監査委員	小 原 尚
岐阜県監査委員	山 本 泉
岐阜県監査委員	藤 良 寛
岐阜県監査委員	杉 山 祐 子

第1 監査実施団体数

区 分	監 査 実 施 団 体 数	団体監査結果件数			所管機関監査結果件数		
		指摘 事項	指導 事項	検討 事項	指摘 事項	指導 事項	検討 事項
出資・出捐団体	2	0	3	0	0	0	0
補助金等交付団体	9	0	0	0	0	0	0
指定管理者	2	1	0	1	0	1	0
合 計	13	1	3	1	0	1	0

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。
 ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
 ・指導事項 是正又は改善を求める事項
 ・検討事項 所掌する事務の執行の適正化のため検討を求める事項

第2 監査結果

監査の結果、2団体において、4件の指導事項が認められた。
 また、1所管機関において、1件の指導事項が認められたので、監査対象団体及び所管機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

1 出資・出捐団体 (2団体)

実施団体名	実施年月日	実施団体名	実施年月日
一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	平成28年11月1日	明知鉄道株式会社	平成28年12月26日

【監査の結果】
 次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

団 体 名	区 分	内 容
一般財団法人世界遺産白川郷合掌造り保存財団	指導事項	平成27年度の決算において、平成25年度に廃棄として処理をした固定資産2件が存在しているとして固定資産除却修正を行っていたが、うち1件については存在しておらず、誤った修正を行っていたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。
	指導事項	現金の管理事務において、白川村内の各施設の合掌基金券金箱から回収した受取寄附金を現金出納帳に記載していなかった
	指導事項	白川村への寄附において、理事が自己又は第三者のために法人と取引をしようとするときは、その取引については重要な事実を開示して、理事会の承認を受けなければならないが、利益相反の関係がある理事は議決に加わることができないが、その認識がなかったため、議決に参加し、出席した理事の全員一致で承認していたので、今後は適正に処理されたい。

2 補助金等交付団体 (9団体)

実施団体名	補助金等の名称	実施年月日
有限会社トリッキーパーンダース 七宗町	競技力向上対策事業交付金	平成28年12月26日
	岐阜県市町村再生可能エネルギー等導入推進費補助金	平成28年12月26日
学校法人藤田児童文化学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成28年12月26日
学校法人緑ヶ丘学園	岐阜県私立学校教育振興費補助金	平成28年12月26日
一般社団法人岐阜市医師会	岐阜県看護師等養成所運営費補助金	平成28年12月26日
郡上市	岐阜県産科医療機関確保事業費補助金(運営事業)	平成28年12月26日
	岐阜県産科医療機関確保事業費補助金(施設整備事業)	
	岐阜県へき地医療拠点病院運営費補助金(へき地医療拠点病院運営費補助金)	
社会福祉法人ケア21	岐阜県整費老人ホーム事務費補助金	平成28年12月26日
社会福祉法人日本児童育成園	岐阜県児童福祉等対策事業補助金(児童家庭支援センター運営事業費補助金)	平成28年12月26日
親和木材工業株式会社	岐阜県森林・林業対策事業補助金(森林整備加速化・林業再生交付金：地域材新規用途導入促進加速化事業)	平成28年12月26日

【監査の結果】
 特に指摘及び指導する事項はなかった。

3 指定管理者 (2団体)

実施団体名	施設名称	実施年月日
ふれあいフアンテアイズ	岐阜県民ふれあい会館	平成28年12月26日
イビデソングリーヴンテック株式会社	養老公園	平成28年12月26日

【監査の結果】
 次のとおり指導する事項があった。

ア 監査対象団体

実施団体名(施設名称)	機 関 名	区 分	内 容
ふれあいフアンテアイズ (岐阜県民ふれあい会館)	文化振興課	指導事項	岐阜県民ふれあい会館の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書(平成24年3月27日締結。以下「基本協定書」という。)に定められた管理物件のうち、備品等については1,388件となっている。 しかし、当該基本協定書締結当初から備品等が正確に記載されておらず、また、その後に県から備品

等が貸付けられたことなどにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていたもので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

イ 所管機関			
機 関 名	実施団体名 (施設名称)	区 分	内 容
文化振興課	ふれあいプラザ (岐阜県民ふれあい会館)	指導事項	岐阜県民ふれあい会館の管理運営業務において、県と指定管理者とが締結している岐阜県民ふれあい会館の管理に関する基本協定書(平成24年3月27日締結。以下「基本協定書」という。)に定められた管理物件のうち、備品等については1,388件となっている。 しかし、当該基本協定書締結当初から備品等が正確に記載されておらず、また、その後にも備品等を貸付けたことなどにより、基本協定書の記載と実際の備品等が異なる状態になっていたため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。

岐阜県監査委員会告示第二十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第百九十九条第十二項前段の規定により岐阜県知事等関係機関から定期監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年一月三十日

岐阜県監査委員	水野正
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良
岐阜県監査委員	杉山祐子

1 平成27年度及び平成28年度定期監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C
指摘事項	99	99	-	0
指導事項	118	118	-	0
検討事項	10	9	0	1
計	227	226	0	1

2 平成28年度

(単位：件)

区分	監査結果 A	措置済 B	今回措置を 講じたもの* C	未措置 A-B-C
指摘事項	86	28	10	48
指導事項	112	47	12	53
検討事項	9	0	0	9
計	207	75	22	110

※「今回措置を講じたもの」については、平成29年1月6日までに知事等関係機関から通知があったもの

(注)

指摘事項：是正又は改善を求める事項のうち、その程度が軽微なもの

指導事項：是正又は改善を求める事項

検討事項：所管する事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は現地機関の監査の結果として本庁の所管課に

対し是正若しくは改善を求める事項

II 定期監査の結果に基づき講じた措置

1 平成28年度

(1) 監査結果(指摘事項)に基づき講じた措置

総務部

機関名	監査結果	講じた措置
中濃県事務所	公務中の2件の交通事故について、修繕料73,569円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。	本件に係る事故は、当該職員が同僚の安全確認を怠るという不注意から発生した事故である。所属長から、同職員に再発防止と安全確認を徹底するよう、注意及び指導を行った。 所内においては、月に2回開催する課長及び係長会議において、その都度、所属長

から安全運転の徹底と、交通事故を起さないこと、交通事故に巻き込まれないことの注意及び指導を行い、課長及び係長は、管下職員に対し周知している。
また、平成28年7月21日及び022日の職場研修において、「懲戒処分の指針」及び「職員コンプライアンスハンドブック」を活用し、法令や服務規程等の遵守の徹底を図った。

さらに、当所属員を含む管内所属職員を対象に平成28年11月22日に中日本高速道路(株)名古屋支社岐阜保全・サービスセンターから講師を招き、交通安全に関する研修会を開催した。
今後も、このような機会を捉えて交通事故の再発防止に努める。

当該職員に対しては、所属長が事故原因等を聴取し、交通安全に対する意識を徹底し、交通事故の再発防止に努めるよう直接指導を行った。
所属としては、定例の所内会議で、安全運転管理者である振興防災課長より、交通ルールの遵守及び安全運転の励行など交通事故の再発防止の徹底を図った。
今後も、会議等において、定期的に公用車運転の自覚を促すとともに交通安全及び事故防止について周知を図り、交通事故再発防止の徹底に努める。

公務中の3件の交通事故について、損害賠償金として182,682円の費用負担が発生し、また、修繕料387,551円が支払われていたため、職員の交通事故防止について一層の徹底を図りたい。

機関名	監査結果	講じた措置
美濃土木事務所	道路管理上の3件の事故について、損害賠償金として86,378円の費用負担が発生していたため、道路・ストロールの強化等道路	事故発生後、現場において直ちに以下の再発防止策を講じた。 ① 穴まが原因となった事故については、

<p>管理について一層の徹底を図り、事故防止に努めらわたい。</p>	<p>② 備講蓋の脱おしがり原因となった事故については、破損した蓋の交換並びに周辺の蓋の点検及び修繕を実施 また、道路の異常の早期発見のため、職員に対し、道路パトロール時における監視強化に加え、出陣時や通勤時における監視を指示するとともに、社会基盤メンテナンス事業者や道路修繕を委託している業者に対し、道路に異常があった場合は速やかに情報提供するよう依頼した。 今後、道路の異常の早期発見及び迅速かつ適切な対応について一層の徹底を図り、事故防止に努める。</p>
------------------------------------	---

<p>都市建設部 機関名 公共交通課</p>	<p>監査結果 岐阜県中村市バス交通総合化対策費補助金の一部返還に係る収入事務において、平成25年度及び平成26年度に交付した当該補助金の一部が返還されたことにより発生した加算金3,280円の徴収手続を行っていなかったため、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>講じた措置 監査での指摘を受け、平成28年8月15日に加算金の調定を行い、平成28年8月17日に納入通知書を発行し、平成28年9月2日に収納した。 今後は、収納の確認については担当係と管理調整係との二重チェック体制とし、収納後の加算金徴収の有無について確認を行うこととした。</p>
--------------------------------	--	--

<p>教育委員会 機関名 博物館</p>	<p>監査結果 公務中の1件の交通事故について、損害賠償金として62,600円の費用負担が発生し、また、修繕料353,310円が支払われていたことで、職員の交通事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>講じた措置 該当職員に対して、安全運転及び交通事故防止に努めるよう指導した。 事故発生後、職員全員に対し、公用車を運転する際は十分注意を払い、見通しが悪いところでは落ち着いて、複数人で確認の上運転するよう周知徹底した。 過払となった時間外勤務手当5,030円については、子備監査直後の平成28年9月分給料料において戻入した。 今後は複数の管理調整係員によるチェックを行い、支給額を誤ることのないよう適正な処理を行っていく。</p>
<p>岐阜工業高等学校</p>	<p>公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料90,504円</p>	<p>監査後速やかに、朝会及び職員会議において、全職員に対して、ノート型パソコン</p>

<p>大垣東高等学校 都市特別支援学校</p>	<p>生食用生物顕微鏡の購入に係る契約事務において、予定価格が160万円を超えているにもかかわらず、契約審査会及び競争入札を行うことなく電子調達による随意契約を行っていたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>をはじめとした電子機器等の取扱いを慎重に行うよう周知した。併せて当該事故について、平成28年12月1日に事故報告書を知事及び会計管理者へ提出した。 今後は、毀損事故の再発防止に努めるとともに、岐阜県会計規則及び同取扱要領を遵守し、会計員及び出納員など複数人によるチェックをするよう徹底した。 指摘事項について、監査後速やかに職員会議において少額の随意契約の範囲を周知するとともに、「大垣東高等学校物品購入等契約審査会設置要綱」を説明し、再発防止を徹底した。 今後も毎月、職員会議等で当該案件の有無を確認し、複数人でのチェックにより適正な契約事務を行うよう努める。</p>
<p>物品の管理事務において、デジタルビデオカメラなど2件（取得価格計327,450円）を亡失していたので、今後は物品管理の一層の徹底を図るとともに、再発防止に努めらわたい。</p>	<p>物品管理の一層の徹底を図るため、全職員で岐阜県会計規則及び物品の現物実査実施要領を遵守するとともに、現物実査の際には必ず複数の職員で確認を行うこととした。 また、再発防止のため、物品一品ごとの写真を掲載した台帳を作成し、適正に記録及び管理することとし、再発防止に努める。</p>	

(2) 監査結果(指導事項)に基づき講じた措置

<p>都市建設部 機関名 美濃土木事務所</p>	<p>監査結果 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料27,000円が支払われていたため、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図らわたい。</p>	<p>講じた措置 監査終了後、全職員に対して、毀損事故発生状況を周知するとともにノート型パソコンの取扱いに十分注意を払うよう周知した。 また、監査結果が通知された後、所内課長会議を通じて全職員に対して、毀損事故防止についての注意喚起を行った。</p>
<p>都市公園課</p>	<p>果営公園予定区域内自生木の倒木により隣接地の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として271,200円の費</p>	<p>再発防止のため、平成27年8月31日まで隣接地の車両を損傷させた1件の毀損事故について、損害賠償金として271,200円の費</p>

<p>用負担が発生していたので、県有地管理について一層の徹底を図り、事故防止に努められた。</p>	<p>また、県営公園内において類似の事故が発生しないよう、平成27年9月30日に開催した指定管理者連絡調整会議において、全ての県営公園の指定管理者に対し、園路及び樹林地への倒木の恐れがある樹木の点検及び除去を実施し、倒木による事故防止を徹底するよう指示した。</p>
<p>特定個人情報に係る管理事務において、「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を作成しないまま特定個人情報を取り扱い、個人情報管理者である所属長の承認を得ずに特定個人情報を提供していたものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>平成28年7月14日に未整備であつた雇員の「雇用保険関係係品出事務」について「特定個人情報管理台帳」及び「特定個人情報取扱記録簿」を整備した。</p>
<p>東濃建築事務所 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を提供していたものがあつたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>当事案については、速やかに「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、所属長の承認及び確認を行った。 今後は、「個人情報適正な管理のための措置に関する要綱」、「岐阜県個人情報取扱マニュアル」及び「特定個人情報取扱取次マニュアル」及び「特定個人情報取扱事務に係る台帳の整備について(依頼)」に従い、「特定個人情報取扱記録簿」への記載及び所属長による取扱い前の承認並びに取扱い後の処理結果確認を徹底し、特定個人情報の適正な管理の徹底を図る。</p>
<p>教育委員会</p>	
<p>樹間名 博物館 特定個人情報に係る管理事務において、特定個人情報を取り扱う場合は「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、個人情報管理者である所属長の承認を得なければならぬが、それを行うことなく特定個人情報を提供していたので、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項については、監査後速やかに「特定個人情報取扱記録簿」に記載し、所属長が確認した。 特定個人情報の取扱いの記録については、取得だけでなく、利用や複製などを全て取扱いについて必ず記録し、あらかじめ個人情報管理者の承認を得るよう担当職員に周知徹底した。</p>
<p>岐阜総合学園高等学校 物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項については、平成28年9月5日に物品登録を行った。 私費会計から県へ貸付を受けた物品の登録手続が行われていなかったため、今後は、私費会計担当者と県費会計担当者が連携を</p>
<p>岐阜工業高等学校 物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>密にするとともに、貸与された物品であっても登録する必要があることを関係職員に押しつけて周知徹底した。</p>
<p>多治見高等学校 公務中にノート型パソコンを損傷させた1件の毀損事故について、修繕料57,672円が支払われていたので、職員に毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。</p>	<p>「特定個人情報取扱記録簿」の記録に際し、未記入と確認印欄があつたので、直ちに決裁を受け、台帳を整理した。 学校長及び事務職員は取扱記録簿の記載方法を再確認するとともに、個人情報の取扱いは慎重に適正に行うよう周知徹底し、今後は、「個人情報適正な管理のための措置に関する要綱」に沿つた適正な管理に努める。</p>
<p>土岐商業高等学校 物品の管理事務において、物品登録が行われていないものがあつたので、速やかに措置するとともに、今後は適正に処理されたい。</p>	<p>指導事項については、平成28年9月8日付で物品登録の手続を行った。 今後は、会計員及び出納員による審査のチェック体制を強化し、岐阜県会計規則に基づき適正な物品の管理に努める。</p>
<p>US Bメモリの管理事務において、次の不適正な事項が認められたので、今後は適正に処理されたい。 1 県が定める「US Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」によらず、学校独自の様式を使用したことにより、使用目的等が明確でないままUS Bメモリを職員に貸与していた。 2 貸付を受けた職員がUS Bメモリを返却する際、情報セキュリティ取扱管理者以外の者が確認を行っていた。</p>	<p>1 監査後速やかに、「US Bメモリ及びその他の外部記録媒体使用記録簿」に改めた。 2 US Bメモリの使用許可、返却確認及び保管庫の鍵の管理は情報セキュリティ取扱管理者が一括的に行うこととした。 指導事項を踏まえ、職員会議においてUS Bメモリの管理の重要性について全職員に周知徹底した。</p>

華陽フロンティア 予高等学校	公務中にノート型パソコンを損傷させた 2年の児童事故について、修繕料51,653円 が支払われていたため、職員児童事故防 止について一層の徹底を図らわたい。	今後も、管理体制を強化し、適正な運用 に努める。 監査後、速やかに職員会議において、物 品の適正な取扱いについて説明し、一層の 注意を促すよう指導した。 今後も、定期的に物品の取扱いについて 注意喚起を行い、事故の再発防止に努める。
-------------------	---	--

岐阜県監査委員告示第二十六号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第百九十九条第十二項前段の規定により
岐阜県知事から行政監査の結果に基づいて措置を講じた旨の通知があったので、同項後
段の規定により通知に係る事項を次のとおり公表する。

平成二十九年一月三十日

岐阜県監査委員	水野正敏
岐阜県監査委員	小原尚
岐阜県監査委員	山本泉
岐阜県監査委員	藤良
岐阜県監査委員	杉山祐子

I 平成27年度行政監査の結果に基づき講じた措置の状況

1 平成27年度行政監査(テーマで監査)

(単位:件)

テーマ名	監査結果	措置済	今回措置を講じたもの	未措置
県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について	A 29	B 24	C 1	A-B-C 4

※平成28年12月28日に知事から通知があったもの

II 行政監査の結果に基づき講じた措置

1 平成27年度行政監査(テーマで監査)

○ 県民生活の安全・安心に密接に関わる分野の検査等の実施状況について

機関名	監査結果	講じた措置
私学振興・青少年課	(岐阜県青少年健全育成条例に基づく立入調査) 度重なる指導に従わず、違反状態の改善が見込まれない事業者に対しては、岐阜県青少年健全育成条例に基づく勧告、命令も視野に入れた対応を検討されたい。	立入調査により要改善の指導を連続して年に3回続けて行った事業者には、当該員が直接訪問して指導を行い、それでもなお改善が見込まれない場合には、岐阜県青少年健全育成条例に基づく勧告・命令の措置を検討することとした。 なお、今回監査にて違反状態の改善が見込まれないと指摘を受けた2事業者については、平成28年5月26日に当該員が訪問し、店員に区分陳列及び看板表示について指導したところ、その後、平成28年7月1日における立入調査の結果では違反箇所がなく、改善されていることを確認した。